

# 特定非営利活動法人 暮らしの未来 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人暮らしの未来という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、一般消費者に対して、消費者問題に関する苦情相談、消費者トラブル解決の支援、啓発講座・消費者教育、消費生活に関する情報提供に関する事業を通じて、消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるような社会づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 消費者問題に関する消費者・事業者に向けての普及啓発事業
  - ② 各種消費者問題に関する情報発信事業
  - ③ 情報教育の推進に関する事業
  - ④ 環境問題に関する事業
  - ⑤ 食育・フードロスに関する事業
  - ⑥ 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第5条に定める事業に参加し、またはこれに協力できるものと認めるときは、入会を拒む正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 6人以下とする。
- (2) 監事 1人以上 2人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決定するものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雜則

### (細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田村 富美  
副理事長 神澤 佳子  
副理事長 佐藤 祐介  
監事 糸島 節子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、  
成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、  
設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、  
成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員会費 1,000 円（1 年間分）
  - (2) 賛助会員会費 500 円（1 年間分）

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 暮らしの未来

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たむら ふみ 田村 富美	[REDACTED]	無
副理事長	かみざわ よしこ 神澤 佳子	[REDACTED]	無
副理事長	さとう ゆうすけ 佐藤 祐介	[REDACTED]	無
監事	いとじま せつこ 糸島 節子	[REDACTED]	無

(注意事項)

- 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

現在、私たちの暮らしについて、大きく3つの問題が認識できる。

- 私たちの想像をはるかに越えて、高度に情報化が進展した。情報格差の拡大により消費者トラブルは複雑化し、悪質商法も多様化している。
- 人間活動が地球規模に膨張し、社会の変革速度が加速した。巨大化した産業が大量生産・大量廃棄を生み、気候の温暖化、フードロス、プラスチック汚染など環境破壊が起きている。
- わが国では人口減少社会が到来した。全世代に渡る消費者問題の扱い手不足が表面化し、消費者団体の継続も困難となっている。

私たちは、これらの問題に取り組むことによって、未来の暮らしを明るく、安全で安心なものにすることを活動の目的とする。

当団体を構成するメンバーは、これまで消費生活に関する専門家として、市民に対して、消費者問題に関する苦情相談、消費者トラブル解決の支援、啓発講座や消費者教育、情報発信を行っている。プロフェッショナルとしてそれぞれの分野で活動してきた専門家が集まり、消費者を支援し、市民と専門家がともに消費生活上の問題について考え、学習し、行動するための活動を展開する。

持続可能な消費者団体を目指し、全ての世代への情報発信に力を入れ、若い世代を積極的に育成する。上記全ての活動が人々の暮らしの未来に続くことに寄与したい。これらの目的を達成するためには、この団体の法人格を取得することが第一歩と考え、特定非営利活動法人を設立することとした。

### 2 申請に至るまでの経過

令和6年10月	理事となる会員が任意団体としての活動を開始
令和7年8月	他の消費者問題の専門家に勧誘を開始
令和7年8月	特定非営利活動法人 暮らしの未来の設立を構想
令和7年9月	発起人会を開催

令和7年9月23日

特定非営利活動法人 暮らしの未来

設立代表者住所

設立代表者氏名

田村 富美

2025 年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 暮らしの未来

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・若者や子育て世代へのアプローチを重点的に行うこととする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
①消費者問題に関する消費者・事業者に向けての普及啓発事業	会員が最近の消費者問題の傾向と解決方法についての講演会を実施する。 今年度は企画検討 WG を設置して次年度以降の実施内容を精査する。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
②各種消費者問題に関する情報発信事業	各種消費者問題に関する情報を発信するための Web ページを開設、運営する。 今年度は Web ページの開設準備委員会を発足させる。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
③情報教育の推進に関する事業	ネットリテラシーの向上のための講演会を会員が講師となって実施する。 今年度は企画検討 WG を設置して次年度以降の実施内容を精査する。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—

④環境問題に関する事業	環境問題を身近に感じるための講演会を会員が講師となって実施する。 今年度は企画検討 WG を設置して次年度以降の実施内容を精査する。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—	—
⑤食育・フードロスに関する事業	食育・フードロスを身近に感じるための講演会を会員が講師となって実施する。 今年度は企画検討 WG を設置して次年度以降の実施内容を精査する。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—	—
⑥消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	他の消費者団体・関係諸機関と共に研修会を実施する。	2025 年度下半期で 1 回を予定(3月)	和歌山市勤労者総合センター	5 人	消費者団体・関係諸機関の構成員 20 人	5	

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 暮らしの未来

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させた Web ページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。
- ・若者や子育て世代へのアプローチを重点的に行うこととする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
①消費者問題に関する消費者・事業者に向けての普及啓発事業	会員が最近の消費者問題の傾向と解決方法についての講演会を実施する。	年1回(6月)	和歌山市勤労者総合センター	5人	消費者問題に关心のある市民・事業者 50人	10
②各種消費者問題に関する情報を発信するための Web ページを開設、運営する。	各種消費者問題に関する情報を発信するための Web ページを開設、運営する。	2026 年度下半期開設予定(10 月運用開始)	インターネット上	3人	消費者問題に关心のある市民・事業者 不特定多数	5
③情報教育の推進に関する事業	ネットリテラシーの向上のための講演会を会員が講師となって実施する。	年1回(9月)	オンライン	3人	消費生活におけるネットリテラシーに关心のある市民 20人	3
④環境問題に関する事業	環境問題を身近に感じるための講演会を会員が講師となって実施する。	年1回(12月)	オンライン	3人	消費生活における環境問題に关心のある市民 20人	3
⑤食育・フードロスに関する事業	食育・フードロスを身近に感じるための講演会を会員が講師となって実施する。	年1回(1月)	和歌山市勤労者総合センター	5人	食育・フードロスに关心のある市民 20人	10

⑥消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	他の消費者団体・関係諸機関と共催で研修会を実施する。	2026年度下半期で1回を予定(3月)	和歌山市勤労者総合センター	5人	消費者団体・ 関係諸機関の 構成員 20人	5
------------------------	----------------------------	---------------------	---------------	----	--------------------------------	---

## (法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

2025年度 活動予算書  
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 暮らしの未来  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費	12,000		
正会員受取会費	0	12,000	
賛助会員受取会費	0		
2.受取寄附金	0	0	
受取寄附金	0	0	
3.受取助成金等	0	0	
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益	0		
5.その他収益	0	0	
雑収益	0		
経常収益計	0		12,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	1,000		
旅費交通費	0		
水道光熱費	0		
消耗品費	0		
賃借料	4,000		
保険料	0		
その他経費計	5,000		
事業費計		5,000	
2.管理費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	1,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
水道光熱費	0		
消耗品費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
その他経費計	1,000		
管理費計		1,000	
経常費用計		6,000	6,000
当期経常増減額			6,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額		6,000	
設立時正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		6,000	

## (法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

2026年度 活動予算書  
2026年4月1日から2027年3月31日まで特定非営利活動法人 暮らしの未来  
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	20,000	
正会員受取会費	0	20,000
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金	10,000	
受取寄附金		10,000
3. 受取助成金等	50,000	
受取民間助成金(生命保険文化協会)		50,000
4. 事業収益		
(1) 消費者問題啓発事業	0	
(2) 消費者問題意見交換会	10,000	
(3) ネットリテラシー向上啓発事業	0	
(4) 環境問題啓発事業	0	
(5) フードロス対策啓発事業	0	10,000
5. その他収益		
雑収益	0	0
経常収益計		90,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	0	
会議費	5,000	
印刷製本費	5,000	
旅費交通費	6,000	
水道光熱費	0	
消耗品費	0	
賃借料	20,000	
保険料	0	
その他経費計	36,000	
事業費計		36,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	5,000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
水道光熱費	0	
消耗品費	0	
賃借料	0	
保険料	0	
その他経費計	5,000	
管理費計		5,000
経常費用計		41,000
当期経常増減額		49,000
III 経常外収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		49,000
前期繰越正味財産額		5,000
次期繰越正味財産額		54,000